

若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会

2016年7月29日

佐伯 仁志（東京大学教授）

1 保護処分の正当化根拠

佐伯「少年法の理念—保護処分と責任」猪瀬・森田・佐伯編『少年法のあらたな展開』35頁以下（有斐閣、2001年）

(a)保護原理（パターナリズム）

アメリカにおける少年裁判所創立時の理念

「子どもは罪人に非ず、子どもは罪人たるあたわず」（穂積陳重）

少年はもともと親の親権に服している

保護処分は少年に対する利益処分、保護処分と刑罰の峻別

(b)侵害原理

保護処分は非難の性質を有し、責任主義が妥当する

保護処分と刑罰の連続性

「刑罰といえども、受刑者の改善更生をはかるものであり、保護処分といえども非難としての意味をもつ。両者の差は、質的なものではなく量的なものにすぎない。」（平野龍一）

(c)保護原理と侵害原理の双方

ぐ犯の存在

2 少年法の適用対象年齢の設定

(1)設定基準

保護原理→何歳まで国家がパターナリズムに基づき介入するのが適当か（必要性と正当性）

民法の成人年齢と一定の関連性があると思われる

侵害原理→何歳まで刑罰でなく保護処分を科すことが刑事政策的に望ましいか

類型的な責任の低さ、可塑性の高さ

公職選挙法の選挙年齢や民法の成人年齢とは直接の関係はない

(2)18歳、19歳の若年成人と他の成人との扱いの相違

他の成人であれば実刑にならないような事案について施設内処遇を行うことをどう考えるか

保護原理→目的が異なるので違って当然だが、過剰な介入にならないかという問題はある

侵害原理→責任主義の大枠の中で本人の更生を特に重視

現在の成人の量刑をどのように理解するか

(3)少年法の適用対象年齢が18歳未満になった場合

現在の手続（調査・鑑別）と処遇を実質的に継続すべき

3 若年受刑者に対する施設内処遇について

少年院に準じた処遇を目指すべき

自由刑の単一化による処遇の柔軟化

4 若年者に対する社会内処遇について

保護観察のより積極的な活用

保護観察付き執行猶予にも再度の執行猶予を認める